

令和3年3月26日

町 議 会 議 案

第 1 回
(定 例)

鹿 追 町

議案第 35 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月26日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和3年4月1日から同年4月30日までの間に支給する特別職の給料月額については、前項及び第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、町長にあつては、その給料月額に100分の20を、副町長にあつては、その給料月額に100分の10を、教育長にあつては、その給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 13 号）

令和 2 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,004 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,964,203 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 3 月 26 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1,465,280	26,004	1,491,284
	2. 国庫補助金	1,243,168	26,004	1,269,172
歳入合計		8,938,199	26,004	8,964,203

(単位：千円)

(単位：千円)

(歳出)	(単位：千円)	款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費				456,133	26,004	482,137
			1. 保健衛生費	397,954	26,004	423,958
		歳出合計		8,938,199	26,004	8,964,203

第 2 表

緑 越 明 許 費

単位 千円

款	項	事業名	金額
2 総務	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	4,800
		住宅用太陽光発電システム導入費補助事業	200
		高度無線環境整備推進事業	370,754
4 衛生	1 保健衛生費	消防署関連防疫用消耗品整備事業	1,250
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	25,910
		十勝圏複合事務組合負担金事業 (汚泥処理設備更新分)	6
5 農林	1 農業費	環境保全センター用トラクター・スラリーターカー整備事業	84,381
		道営土地改良事業	52,264
6 商工	1 商工費	鹿追町企業活性化推進助成事業	22,000
9 教育	2 小中学校費	学校保健特別対策事業 (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)	4,000
		学校保健特別対策事業 (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)	1,600
		計	567,165

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	1,465,280	26,004	1,491,284
歳入合計	8,938,199	26,004	8,964,203

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
4.衛生費	456,133	26,004	482,137	26,004			
歳出合計	8,938,199	26,004	8,964,203	26,004			

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款14. 国庫支出金	1,465,280	26,004	1,491,284			
項 2. 国庫補助金	1,243,168	26,004	1,269,172			
目 3. 衛生費国庫補助金	45,215	26,004	71,219			
				1. 保健衛生費補助金	26,004	保健衛生費補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
						26,004

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
				補正額		財源内訳				
				国道支出金	特定財源	地方債	その他			
款 4. 衛生費	456,133	26,004	482,137	26,004						
項 1. 保健衛生費	397,954	26,004	423,958	26,004						
目 2. 予防費	25,971	26,004	51,975	26,004						
							1. 報酬	3,519	会計年度任用職員報酬	3,519
							3. 職員手当等	3,774	職員諸手当	3,264
									会計年度任用職員諸手当	510
							4. 共済費	613	社会保険料	586
									町村非常勤職員公務災害補償 負担金	5
									雇用保険料	22
							7. 報償費	72	講師等謝礼	72
							8. 旅費	60	普通旅費	60
							10. 需用費	1,870	消耗品費	1,770
									印刷製本費	100
							11. 役務費	1,179	郵便料・運送料	966
									電話料（固定電話）	192
									チラシ折込料	21

										12, 409	その他委託料	12, 409
											新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料外	
										396	複写機借上料	396
										550	事務用機器購入費	550
										1, 562	北海道町村会負担金（電算関係）	1, 562
12. 委託料												
13. 使用料及び賃借料												
17. 備品購入費												
18. 負担金補助及び交付金												

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,791 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,666,791 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 26 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		493,380	30,791	524,171
	1. 国庫負担金	155,984	20,491	176,475
	2. 国庫補助金	149,466	10,300	159,766
	歳入合計	6,636,000	30,791	6,666,791

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,829,701	10,300	1,840,001
	1. 総務管理費	1,805,715	10,300	1,816,015
4. 衛生費		426,452	20,491	446,943
	1. 保健衛生費	324,101	20,491	344,592
歳出合計		6,636,000	30,791	6,666,791

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	493,380	30,791	524,171
歳入合計	6,636,000	30,791	6,666,791

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,829,701	10,300	1,840,001	10,300			
4. 衛生費	426,452	20,491	446,943	20,491			
歳出合計	6,636,000	30,791	6,666,791	30,791			

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款15. 国庫支出金	493,380	30,791	524,171			
項 1. 国庫負担金	155,984	20,491	176,475			
目 2. 衛生費国庫負担金	263	20,491	20,754			
				1. 保健衛生費負担金	20,491	保健衛生費負担金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
項 2. 国庫補助金	149,466	10,300	159,766			
目 1. 総務費国庫補助金	46,100	10,300	56,400			
				1. 総務管理費補助金	10,300	総務管理費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 2. 総務費	1,829,701	10,300	1,840,001	10,300						
項 1. 総務管理費	1,805,715	10,300	1,816,015	10,300						
目 18. 新型コロナウイルス緊急 経済対策事業費	40,400	10,300	50,700	10,300				12. 委託料	300	その他委託料 新型コロナウイルス感染症対策 環境整備支援事務委託料
款 4. 衛生費	426,452	20,491	446,943	20,491				18. 負担金補助及 び交付金	10,000	負担金補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症 対策環境整備支援金
項 1. 保健衛生費	324,101	20,491	344,592	20,491						
目 2. 予防費	20,355	20,491	40,846	20,491				11. 役務費	180	その他手数料 新型コロナウイルスワクチ ン接種事務手数料
								12. 委託料	20,311	その他委託料 新型コロナウイルスワクチ ン接種委託料

議案第 38 号

東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定について

鹿追町は、東京都台東区と特定分野における連携に関する協定を締結したいので、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月26日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定別紙のとおり

東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定

東京都台東区と北海道鹿追町は、互いの持つ資源や特長、先進的な技術などを活かしながら連携し、及び協力することにより、それぞれの都市の活性化及び持続的成長を図り、並びに住民等の交流を促進することを目的とするため、次のとおり特定分野における連携に関する協定を締結する。

(連携事項)

第1条 東京都台東区及び北海道鹿追町（以下「両者」という。）は、本協定に定める目的を達成するため、産業分野及び環境分野に関する事項について連携して取り組むものとする。

2 前項に掲げる事項の取組みの詳細については、両者が協議の上、その都度決定するものとする。

(取組推進のための協議)

第2条 両者は、本協定に基づく取組みを効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(覚書の締結)

第3条 第1条第1項に掲げる事項に係る取組みの実施について、必要と認めるときは、別に覚書を締結するものとする。

(期 間)

第4条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(協定内容の変更)

第5条 両者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項については、両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月31日

東京都台東区長 服部 征夫

北海道鹿追町長 喜井 知己

議案第 39 号

台東区と鹿追町との災害時相互応援協定の締結について

鹿追町は、台東区と災害時相互応援協定を締結したいので、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月26日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

台東区と鹿追町との災害時相互応援協定
別紙のとおり

台東区と鹿追町との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び鹿追町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2） 被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3） 本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1） 災害及び被害の状況
- （2） 前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3） 前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4） 応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号

台東区

台東区長 服部 征夫

乙 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

鹿追町

鹿追町長 喜井 知己